

平成29年度第2回南島原市総合教育会議

日時 平成29年11月6日（月） 16時00分

場所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 市長あいさつ

2 テーマ

(1) 来年度教育委員会事業計画について

(2) その他

平成29年度第2回南島原市総合教育会議

日時 平成29年11月6日（月） 16:00

場所 南有馬庁舎 3階大会議室

追加協議

「南島原市総合教育会議規則の一部改正について」

南島原市総合教育会議規則の一部改正について
南島原市総合教育会議規則の一部を次のように改正する。
第7条中「委員長」を「教育長」に改める。
第9条中「教育委員会事務局教育総務課」を「総務部秘書広報課」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第7条の規定は適用せず、改正前の第7条の規定は、なおその効力を有する。

南島原市総合教育会議規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第7条 傍聴の手続等については、南島原市教育委員会傍聴人規則（平成18年3月31日教育委員会規則第3号）を準用する。この場合において、南島原市教育委員会傍聴人規則第1条、第3条、第5条及び第6条中「<u>教育長</u>」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務は、<u>総務部秘書広報課</u>において行う。</p>	<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第7条 傍聴の手続等については、南島原市教育委員会傍聴人規則（平成18年3月31日教育委員会規則第3号）を準用する。この場合において、南島原市教育委員会傍聴人規則第1条、第3条、第5条及び第6条中「<u>委員長</u>」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務は、<u>教育委員会事務局教育総務課</u>において行う。</p>

南島原市総合教育会議規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、南島原市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 上記に関する構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認める

ときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(傍聴の手續等)

第7条 傍聴の手續等については、南島原市教育委員会傍聴人規則（平成18年3月31日教育委員会規則第3号）を準用する。この場合において、南島原市教育委員会傍聴人規則第1条、第3条、第5条及び第6条中「教育長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総務部秘書広報課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第7条の規定は適用せず、改正前の第7条の規定は、なおその効力を有する。